

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

環境清掃部清掃リサイクル課

江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例

1 改正条例

江東区清掃リサイクル条例(平成 1 1 年 1 2 月江東区条例第 3 4 号)

2 改正理由

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の改定に伴い、別表第 1（第 5 1 条関係）及び別表第 2（第 5 4 条関係）を改正する。

3 改正概要

（1）廃棄物処理手数料の改正

① 別表第 1 中の廃棄物処理手数料を、1 キログラムあたり 4 0 円から 4 6 円に改める。また、有料ごみ処理券を添付して排出する時の基準を、1 0 リットルにつき 7 6 円から 8 7 円に改める。

② 別表第 1 中の粗大ごみの廃棄物処理手数料の上限を、2, 8 0 0 円から 3, 2 0 0 円に改める。

（2）動物死体処理手数料の改正

別表第 2 中の動物死体処理手数料を、1 頭につき 2, 8 0 0 円から 3, 0 0 0 円に改める。

4 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

5 経過措置

（1）施行日後 1 月間は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日以後に交付した有料ごみ処理券を、この条例の施行の日以後に交付した有料ごみ処理券とみなして、廃棄物を排出する際に添付することができる。

（2）施行日前に交付した有料ごみ処理券については、この条例による改正後の廃棄物処理手数料との差額を納付することにより、この条例の施行の日以後に交付する有料ごみ処理券と交換することができる。

江東区清掃リサイクル条例 新旧対照表

現行	改正案																				
本則 （略）	本則 （略）																				
別表第 1 廃棄物処理手数料（第 5 1 条関係）	別表第 1 廃棄物処理手数料（第 5 1 条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1 日平均 1 0 キログラムを超える量の家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する占有者</td><td>1 日平均 1 0 キログラムを超える量 1 キログラムにつき <u>4 0 円</u></td></tr> <tr> <td>2 事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td><td>1 キログラムにつき <u>4 0 円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、1 0 リットルにつき <u>7 6 円</u> を基準として収納する袋の容量別に規則で定める。</td></tr> <tr> <td>3 臨時に排出する占有者又は事業者</td><td>1 キログラムにつき <u>4 0 円</u> ただし、粗大ごみについては、<u>2, 8 0 0 円</u> を限度として品目別に規則で定める。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 1 日平均 1 0 キログラムを超える量の家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する占有者	1 日平均 1 0 キログラムを超える量 1 キログラムにつき <u>4 0 円</u>	2 事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1 キログラムにつき <u>4 0 円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、1 0 リットルにつき <u>7 6 円</u> を基準として収納する袋の容量別に規則で定める。	3 臨時に排出する占有者又は事業者	1 キログラムにつき <u>4 0 円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2, 8 0 0 円</u> を限度として品目別に規則で定める。	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1 日平均 1 0 キログラムを超える量の家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する占有者</td><td>1 日平均 1 0 キログラムを超える量 1 キログラムにつき <u>4 6 円</u></td></tr> <tr> <td>2 事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td><td>1 キログラムにつき <u>4 6 円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、1 0 リットルにつき <u>8 7 円</u> を基準として収納する袋の容量別に規則で定める。</td></tr> <tr> <td>3 臨時に排出する占有者又は事業者</td><td>1 キログラムにつき <u>4 6 円</u> ただし、粗大ごみについては、<u>3, 2 0 0 円</u> を限度として品目別に規則で定める。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 1 日平均 1 0 キログラムを超える量の家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する占有者	1 日平均 1 0 キログラムを超える量 1 キログラムにつき <u>4 6 円</u>	2 事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1 キログラムにつき <u>4 6 円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、1 0 リットルにつき <u>8 7 円</u> を基準として収納する袋の容量別に規則で定める。	3 臨時に排出する占有者又は事業者	1 キログラムにつき <u>4 6 円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3, 2 0 0 円</u> を限度として品目別に規則で定める。	(略)	
区分	手数料																				
1 1 日平均 1 0 キログラムを超える量の家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する占有者	1 日平均 1 0 キログラムを超える量 1 キログラムにつき <u>4 0 円</u>																				
2 事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1 キログラムにつき <u>4 0 円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、1 0 リットルにつき <u>7 6 円</u> を基準として収納する袋の容量別に規則で定める。																				
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1 キログラムにつき <u>4 0 円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2, 8 0 0 円</u> を限度として品目別に規則で定める。																				
(略)																					
区分	手数料																				
1 1 日平均 1 0 キログラムを超える量の家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する占有者	1 日平均 1 0 キログラムを超える量 1 キログラムにつき <u>4 6 円</u>																				
2 事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1 キログラムにつき <u>4 6 円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、1 0 リットルにつき <u>8 7 円</u> を基準として収納する袋の容量別に規則で定める。																				
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1 キログラムにつき <u>4 6 円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3, 2 0 0 円</u> を限度として品目別に規則で定める。																				
(略)																					
別表第 2 動物死体処理手数料（第 5 4 条関係）	別表第 2 動物死体処理手数料（第 5 4 条関係）																				
動物の死体 1 頭につき <u>2, 8 0 0 円</u>	動物の死体 1 頭につき <u>3, 0 0 0 円</u>																				
	附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際、江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年 1 2 月江東区条例第 4 9 号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後に交付した事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を排出する際に添																				

付する有料ごみ処理券（以下単に「有料ごみ処理券」という。）は、施行日から起算して１月間は、施行日以後に交付した有料ごみ処理券（以下「新券」という。）とみなして廃棄物を排出する際に添付することができる。

- ３ 施行日前に交付した有料ごみ処理券については、当該有料ごみ処理券の交付を受けた者が、この条例による改正後の江東区清掃リサイクル条例別表第１に定める廃棄物処理手数料と、この条例、一部改正条例、江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例（平成２４年１２月江東区条例第７０号）又は江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例（平成１９年１０月江東区条例第３５号）による改正前の江東区清掃リサイクル条例別表第１に定める廃棄物処理手数料との差額を納付することにより、新券と交換することができる。